

知っていますか？屋外広告物のルール — 9月1日(日)～10日(火)は、屋外広告物適正化旬間 —

まちを見渡せば、お店などの看板や広告が目に入ります。こうした広告物は、まちに彩りを与えてくれる一方で、景観を損ねることや、通行人に危害を及ぼすことがあります。市では、こうしたことを防ぐために、広告物を表示できる地域や物件、大きさや高さなどを「草津市屋外広告物条例」により定めています。ルールを守り、良好な景観を守りましょう。

■屋外広告物

屋外で公衆に向けて、常時か一定期間継続して表示される広告物のことです。お店などの商業広告だけでなく、絵やシンボルマークといった具体的なイメージを表したものの、コンサートなどのポスターも屋外広告物です。

🔍 「公衆に向けて」とは

一般に誰もがその広告物を見ることができる状況を意味します。敷地全体が塀で覆われている場合など、外部から見ることでない広告物は条例の規制対象外となります。

■屋外広告物の種類

屋外広告物は、設置位置や形状、表示方法などによって分類できます。標識利用広告(消火栓標識など)も屋外広告物です。



住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額を受けるためには、3カ月以内に申告を

要件を満たす改修工事を行い、工事完了後3カ月以内に申告すると、翌年度の固定資産税が減額されます(都市計画税は減額されません)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事
対象家屋	昭和57年1月1日以前に建築された住宅	10年以上前に建築された住宅	平成26年4月1日以前に建築された住宅
減額の範囲	床面積 ^{※1} 120㎡分を限度として税額の2分の1を減額	床面積 ^{※1} 100㎡分を限度として税額の3分の1を減額	床面積 ^{※1} 120㎡分を限度として税額の3分の1を減額
要件	- 工事費が50万円を超える工事 - 改修後の床面積の上下限なし - 現行の耐震基準に適合する耐震改修工事であること	- 自己負担工事費が50万円を超える工事 - 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 65歳以上の人や、要支援・要介護認定を受けている人、障害のある人が居住していること	- 自己負担工事費が60万円^{※2}を超える工事 - 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下

※1 床面積は、住居として用いられている部分(居住部分)が対象、併用住宅の店舗部分や事務所部分などを除く

※2 断熱改修費用が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システム
の設置工事にかかる費用と合わせて60万円を超える場合も含む

📞 税務課・資産税係(1階10番窓口) ☎️561-2310、FAX561-2479

草津市避難行動要支援者登録制度

災害時の避難に支援を必要とする人の登録を受け付けしています。登録した情報を地域で共有することで、地域の助け合いによる避難支援の体制づくりを進めていきます。

※支援する人自身が被災される場合があるなど、災害時の避難支援を保障するものではありません

- 🎯 1人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の人(いずれも75歳以上)
- 身体障害者(身体障害者手帳1～2級)
 - 知的障害者(療育手帳A1～A2)
 - 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1～3級)
 - 難病患者(特定疾患医療受給者)
 - 介護保険における要介護1以上の認定を受けている人

※その他、災害時に避難支援などを希望する人も、登録ができます

📝 健康福祉政策課の窓口か電子申請サービスで

📞 【登録申請書の受付について】健康福祉政策課(2階) ☎️561-2360、FAX561-2482

📞 【避難支援制度全般や防災・減災対策について】危機管理課(1階) ☎️561-2325、FAX561-6852



はしかわ市長の だいすき!くさつ



市民の皆様
とともに
健康創造都市を
めざして

皆様、日々「健康」にお過ごしでしょうか。今月号の特集でご紹介していますように、10月6日(日)に草津川跡地公園で「みんなの健康フェア」を開催します。草津に住む人、訪れる人が健康づくりに取り組むきっかけとなるよう、日常生活を健康に過ごすためのヒントや知識などを楽しみながら学べる体験型のイベントになっていますので、ぜひご参加ください。さらに今年は、市制施行70周年を記念し、隣接するインフロンニア草津アクアティクスセンター(市立プール、西大路町)で「アクアフェスティバル」、同センターとde愛ひろばの間では、道路を歩いて楽しむ「まちなかウォークブルロード」を同時に開催します。3つのイベントにご参加いただき、健康づくりだけでなく、市制施行70周年を一緒に祝いできればと思います。

「みんなが生きがいをもって、健やかで幸せな暮らしができるまち」をめざしているからです。皆様にも日々の健康を再確認いただき、それぞれの健康づくりに取り組んでいただければと思います。

また、市では「第6次草津市総合計画(構想期間：令和3年度から令和14年度まで)」において、将来に描くまちの姿として「ひと・まち・ときをつなぐ絆をつむぐふるさと健康創造都市草津」を掲げています。「創造」には、誰もが生きがいをもち、健やかに幸せに暮らせるまちを、皆様とともに創り上げていきたいという想いを込めています。「健康創造都市」は、市民の皆様と力を合わせ、一緒に取り組んでいくことで実現できるものと考えています。「みんなの健康フェア」以外にも多くの健康に関する事業やイベントを予定していますので、ぜひご参加いただき「健康創造都市くさつ」とともに創ってまいりましょう。



健康都市くさつについてはこちら

動物たちと共生をめざすまちづくり

動物を飼うことは、その動物の命を預かるということです。飼い主一人一人が責任を持ち、動物、飼い主、動物を飼っていない人が健康で快適に暮らせるよう、マナーを守って飼いましょう。

📞 生活安心課(1階) ☎️561-2340、FAX561-2479、✉️seikatsu@city.kusatsu.lg.jp



🐾 ～気を付けよう飼い主のマナー～

●犬の登録・狂犬病注射を必ずしましょう

生後91日以上飼育する犬は、犬の所在地の市町村への登録と、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

🐾 地域猫活動にご理解ください

地域猫活動とは、餌やりの時間や場所、ふん尿の始末、不妊去勢手術などについて地域が主体となってルールを決め、適正管理を行うことで、飼い主のいない猫の繁殖を防止し、一代限りの命を見守り、猫に関わる苦情や殺処分を減らそうとする活動です。地域猫活動で不妊去勢手術を施された猫は「さくら耳(桜の花びらのように耳先をカットされている)」が特徴です。



🐾 「草津市 猫と私達の暮らしのてびき」を掲載しています

猫のふん尿の放置や鳴き声などにお困りの声が、市役所に寄せられています。猫と人が共に住みよい暮らしができるよう、猫と共生するためのルールをまとめた手引を作成しました。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



犬の飼い方講習会

飼う上での心構えや健康管理、食事、マナーなど、犬の基本的な飼い方についての講習です。

🕒 10月15日(火) 10:30～11:30 📍 市役所 6階601会議室

🎯 市内在住か通勤・通学している、犬の飼い主や飼う予定の人

📝 9月2日(月)～30日(月)に、郵便番号・住所・氏名・電話(ファクス)番号、犬を飼っている人は犬の名前・年齢・登録番号を書いて、電話かファクス、Eメールで